

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第40号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和59年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第20号（第24条関係）</p> <p>（表）</p> <p>略</p> <p>（裏）</p> <p>注意事項</p> <p>1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（就業手当に相当する退職手当等））中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（就業手当に相当する退職手当等））に失業認定申告書と一緒に受給資格証又は特例受給資格証を添えて提出すること。</p> <p>ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によって申請しても差し支えないこと（この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。）。この場合において、代理人による申請の場合は、委任状を添付すること。</p>	<p>様式第20号（第24条関係）</p> <p>（表）</p> <p>略</p> <p>（裏）</p> <p>注意事項</p> <p>1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（就業手当に相当する退職手当））中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（就業手当に相当する退職手当））に失業認定申告書と一緒に受給資格証又は特例受給資格証を添えて提出すること。</p> <p>ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によって申請しても差し支えないこと（この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。）。この場合において、代理人による申請の場合は、委任状を添付すること。</p>

改正前					改正後				
(注) 略 2～8 略 様式第22号(第24条関係)					(注) 略 2～8 略 様式第22号(第24条関係)				
(表)					(表)				
略					略				
受講する 公共職業 訓練等の 施設	所在地				受講する 公共職業 訓練等の 施設	所在地			
	名称					名称			
<u>  </u> 受講指示 年月日					年	— 受講開 始年月 日	年	— 受講終 了予定 年月日	年
<u>  </u> 移転開始 予定年月 日					年	— 乗車(船) の場所(出 発空港)	年	— 下車(船) の場所(到 着空港)	年
<u>  </u> 移転する 者の氏名					— 生 年月 日	— 続 柄	略		
略					略				
(裏)					(裏)				
注意事項					注意事項				

改正前	改正後
<p>1・2 略</p> <p>3 就職するために移転する場合には、<u>欄から 欄</u>までは記載しないこと。</p> <p>4 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、<u>欄</u>及び<u>欄</u>は記載しないこと。</p> <p>5 <u>欄</u>には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。</p> <p>6 <u>欄</u>の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。</p> <p>7 略</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 就職するために移転する場合には、<u>欄</u>及び<u>欄</u>から<u>欄</u>までは記載しないこと。</p> <p>4 <u>欄</u>公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、<u>欄</u>は記載しないこと。</p> <p>5 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、<u>欄</u>、<u>欄</u>及び<u>欄</u>は記載しないこと。</p> <p>6 <u>欄</u>には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。</p> <p>7 <u>欄</u>の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。</p> <p>8 略</p>

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則に規定する様式により使用されている書類は、この規則による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。